

■報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和元年6月13日に議決を経た平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事(機械設備)請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、去る2月3日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事(機械設備)
工 事 場 所	四万十町 平串 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕115,500,000円(10,500,000円) 〔変更後〕116,821,100円(10,620,100円) 〔増減額〕1,321,100円(120,100円) ()内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	住所 四万十町本町9番5号 氏名 株式会社 日化住宅機器 代表取締役 永井 資士

【変更内訳】

項 目	変更理由
屋外給水	敷地内に存する水道管について、基礎工事等の施工に影響があるため、敷地外となる町道へ敷設替え工事を施工する。
空調機器	厨房機器が再入札となったことにより機器の仕様変更が発生し、これによる熱負荷の変動等に伴い、空調機器の仕様を変更する。

【根拠法令】

地方自治法(抜粋)

(議会の委任による専決処分) 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。 1・2 (略) 3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。 4～6 (略)
--